

青 障 号 外  
平成22年9月7日

障害福祉サービス等事業者各位

青森県健康福祉部障害福祉課  
障害者支援グループマネージャー

日中活動サービスにおける医療的ケア及び食形態に配慮を  
要する利用者への対応について

標記に係るサービスを増やすことについて、先日、青森県特別支援学校PTA連合会から県に対して陳情があったところです。

ついては、事業者の皆様におかれましては、下記の内容の主旨を御理解いただき、対象利用者への配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 医療的ケアについて

日中活動サービス（生活介護及び自立訓練（機能訓練）を除く。）における人員基準上、看護職員の配置義務はないものですが、医療的ケアが必要な利用者に対しては、「医療連携体制加算」として、「医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合」に加算できることとなっております。

医療的ケアが必要な利用希望者がいる場合には、当該体制の整備について御検討くださるようお願いいたします。

##### 2 食形態への配慮について

食事の提供については、運営基準上「あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない」とされています。

ただ、様々な食形態（流動食や経管栄養など）への対応については、運営基準上は明記されていないことから、事業者と利用者との契約内容により、様々な対応がありえるものです。

これについては、加算等による評価がなされていないところですが、食形態に配慮が必要な利用希望者がいる場合には、当該利用者の食形態に応じた食事の提供について御検討くださるようお願いいたします。